

○ 第6回 第4原則「自治と自立」について

第4原則は、第1に、“協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である”ことを明確にしています。第2に、政府を含む他の組織との取り決めや外部から資本を調達の場合は、“組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自治を保持する条件のもとで行なう”ことにより、協同組合が従属関係に陥ることなく協同組合らしさが発揮できる点を明確にしています。このように、第4原則は協同組合の内部関係における“組合員の自治”と協同組合と外部との関係における“自立”の双方を結びつけて堅持すべき協同組合運動の体質的強化を強調しています。

(下線は筆者)

【第4原則】「自治と自立」

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行う場合、または外部から資本を調達する場合には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自治を保持する条件のもとで行なう。

1980年のICA大会で採択されたレイドロウ報告は、この原則に関し「政府が協同組合を干渉すると、協同組合は空気に触れた水銀のように萎縮する。」「外部の高い圧力に対してカメレオンのように表面的に変色しても本質は変えてはならない」と警鐘を鳴らしていますが、四半世紀後の日本でこの懸念が現実のものとなりました。

全中の廃止や農協の監査制度改変、理事会の枠組み改変などを盛り込んだ政府の農協法改正法案は、准組合員規制を当面棚上げする条件で、全中に無理やりに合意させたプロセスを含め、明らかにこの第4原則を逸脱しています。このため、JAグループの組合員・役職員は、組合員組織、支店・運営委員会、理事会、総代会および職場等で危機意識を持ち、細心の注意を払って組織・事業・経営が内包する強みと弱みを総括し、自治的な自助組織らしい内発的な再生・革新運動の共通認識を深める必要があります。

協同組合の第4原則の「自治と自立」の堅持は、①多様な家族農業経営者等（正組合員）と農・暮らしの多面的価値に共感し結集している非農業者（准組合員）との絆の強化、②持続可能で人間尊重の豊かな農業・農村づくり、③食料の地産地消と安定供給の相乗的な創造を効果的に可能としており、しかも国連・国際労働機関（ILO）もこの第4原則が人類を幸せにする国際的原則として高く評価し共有しています。しかし、日本政府は「地方創生」を掲げる一方でこの原則に冷淡で、人びとを分断し営利企業の農業参入には熱心です。このような矛盾点を、国内外の協同組合関係者のみでなく市民、自治体、中小企業の皆さん等に対して明らかにして、協同組合による活力ある地域の実例を誇りをもってアピールすべきです。